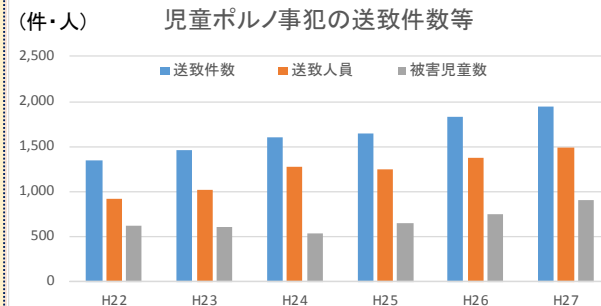


# 第三次児童ポルノ排除総合対策の概要

資料5-1

第三次総合対策  
の策定背景

- 平成22年7月に(第一次)児童ポルノ排除総合対策が策定されて以降、国民運動の推進や法改正により、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則適用が開始されるなど、対策が進展。
- しかし、児童ポルノ事犯の送致件数・人員・被害児童数は増加傾向にあり、平成27年中は1,938件・1,483人・905人といずれも過去最多。犯行の大部分がインターネット関連であり、自画撮りによる被害児童が急増。
- 低年齢児童が被害者となる児童ポルノの約5割が強姦や強制わいせつの手段によるものであるなど、極めて憂慮すべき事態。



留意すべき  
課題

- ① フィルタリングの普及や情報リテラシーの向上等によるインターネット関連事犯の被害防止対策の推進
- ② 児童ポルノ画像等の削除やISP等によるブロックの導入促進等によるインターネット上の流通・閲覧防止対策の推進
- ③ 悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進

既存の取組に加え、課題に対応した取組を推進

## ① インターネット関連事犯の被害防止対策の推進

- フィルタリングの利用や家庭におけるインターネットの利用に係るルール作りの推奨等を行う「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の推進

## ② インターネット上の流通・閲覧防止対策の推進

- 児童ポルノに係る流通・閲覧防止の取組や違法情報の関係機関への通報等についての幅広い広報・啓発活動の推進

## ③ 悪質な事犯の取締りの強化と被害児童の保護対策の推進

- サイバー補導の推進
- 検察・警察・児童相談所が連携し、その代表者が児童の事情聴取を行うことで、児童の負担軽減等を図る「協同面接」の実施
- 「自己の性的好奇心を満たす目的による児童ポルノ所持等罪」(平成27年7月罰則適用開始)の適切な適用
- 児童保護施策の実施状況等に係る定期的な検証及び評価の実施